

養期間内向三十日間前項ノ半額ヲ支給ス

但シ藥價ハ自辨スルヘシ

(花柳病及過失ニ基キ疾病ハ此限クニラス)

第參項

前條第立項及前各項ノ場合ハ何レモ醫師ノ診斷書ヲ要スルモノトス

第參條

第老項

休日及休業

定休日

定休日ハ毎日曜日、正月參ヶ月、八月三十日及八月五六兩日並ニ各町内民神祭不日宛トス

但シ日曜日以外ノ定休日ハ都合ニ依リ双方合議ノ上振替ヲ爲フヌクトヲ得

第貳項

樽仕舞休日

樽仕舞休日ハ年二回各四日以内トス

第參項

臨時休業

雇主ノ都合ニ依リ臨時休業ヲ爲ス場合ハ一日付組合協定賃金ノ老人前分ヲ支給ス

但シ臨時休業日数ヲ豫告シタル場合ノ賃金支給ハ十五日間ヲ限度トス

本協定條件ハ大正拾參年拾月老日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第老條第參項勤務手當ニ限リ同年拾月拾六ヨリ實施スルモノトス

以上協定書ノ貫通ヲ作成シ双方代表者各署名捺印、上老通宛ヲ保管スルモノナリ

大正十參年拾月拾五日